

## 令和6年度農地中間管理事業活動方針

令和6年度は、農地関連法が令和7年度に本格施行されるための移行期間の最終年となるため、円滑な移行のための体制整備を行っていく。

また、地域計画に関する話合いの場を活用した集積・集約化の促進や農業法人協会との連携、新規就農者への取組みなど、関係機関一体となって地域の実状に合わせた農地の集積・集約化を引き続き推進する。

### 1 地域計画を基軸とした集積・集約化の促進

- ・ 市町村が策定する地域計画は、将来の農用地利用集積等促進計画の実質的な設計図となることから、引き続き関係する会議や目標地図作成の初期段階から積極的に参画し支援を行う。
- ・ 地域計画の策定や見直し過程を通じて、新たに顕在化した地域課題などの解決に向けて、取組み機運の高い地区やこれまで地域営農法人設立を推進してきた重点・促進地区も含め、公社自ら取組む推進モデル地区を設置し、地域を担う中心経営体へ農地を集積・集約化していく取組みを推進する。

### 2 農地関連法の本格施行への対応

- ・ 令和7年度の農地関連法の完全施行にむけ、公社を介した貸借の大幅な増加が見込まれる中、円滑に農用地利用集積等促進計画へ移行できるよう、市町村・農業委員会・JA等関係機関と連携し、現場において確実に対応できるよう体制を整えていく。
- ・ 基盤強化法による貸借契約で期間満了を迎える案件を中心に公社を介した貸借への切替えを推進する。

### 3 基盤整備実施地区における推進

- ・ 基盤整備実施地区では、市町村・農業委員会・JA・土地改良区・県等と連携し、受益地区全体での一括契約を推進する。また、事業実施に伴う農家負担の軽減を図るため、機構集積協力金を活用する取組みを積極的に推進する。
- ・ 基盤整備実施地区における農地の集約化を進めるため、市町村等関係機関と連携して、地域営農法人の設立に向けた話し合い活動を支援する。

#### **4 新たな農地の受皿の確保と集積・集約の推進**

- ・ 会社が持つ農地の中間保有機能を活用して、新規就農者向けの農地の確保や認定研修機関が研修用農地として利用することにより、将来の地域の担い手となる新規就農者への農地の貸し付けを推進する。
- ・ 農業法人協会と連携し会員法人に対する他制度からの切替えと口頭契約の解消を推進し、農地の集積・集約化を図る。

#### **5 中山間地域等における農地集積・集約化の展開**

- ・ 農地の持続的利用を図るため中山間地域において交付要件の緩和されている機構集積協力金を最大限活用する。また、中山間地域等における遊休農地の解消を図るため、補助事業を活用し簡易な整備を行ったうえで、担い手等へ農地を集積する。
- ・ 中山間地域では、樹園地の園内作業道の整備や機構関連事業等の小規模な基盤整備を契機とした農地集積・集約化の取組みを推進する。